

第3次朝倉市総合計画策定方針

この策定方針は、現行の第2次朝倉市総合計画(計画期間:2019年度～2022年度)の期間終了にともない、引き続き第3次朝倉市総合計画を策定するに当たっての本市の基本的考え方等を定めるものです。

1 計画策定の趣旨

朝倉市は、平成31年3月に第2次朝倉市総合計画を策定し、「人、自然、歴史が織りなす 水ひかる 朝倉」の実現を目指して、まちづくりを進めてきました。

この間、これまでも課題であった少子・高齢化や人口減少の進展、自然災害に対する危機管理意識の高まり、これまでに整備されてきた公共施設やインフラの老朽化、地方創生の推進等に加え、SDGs(持続可能な開発目標)、デジタル・トランスフォーメーション等を推進していく必要があります。

このような中、市民と行政が中長期的な展望に立った持続可能なまちづくりの方向性を共有し、本市の特色を生かした魅力あるまちづくりを進めるため、第2次に続き第3次朝倉市総合計画を策定するものです。

2 計画策定の根拠

朝倉市総合計画策定条例(平成28年朝倉市条例第17号)第4条を計画策定の根拠とし、市の最上位計画として第3次朝倉市総合計画を策定します。

3 計画策定の基本的な視点

(1)市民に分かりやすい、職員が活用する計画づくり

持続可能なまちづくりの基本理念・将来像や重点的に取り組む施策等が市民に的確に伝わり、分かりやすい計画とします。また、分野別の個別計画との整合を図り、総合計画と個別計画の関係性等を明らかにするとともに、職員が施策・事業の進捗管理、目標管理などに活用できる計画とします。

(2)機動性と柔軟性が高い計画づくり

社会経済情勢の急激な変化や市長の施政方針変更等の理由により、計画が実態と乖離し、計画の意義や実効性が損なわれないよう、環境変化に応じた事業の見直し、適切な計画期間の設定等により、機動性と柔軟性が高い計画とします。

(3)行政評価と連動した計画づくり

総合計画で目指す方向や目標を行政評価制度と連動させ、計画期間中における施策又は事業の取組や成果を検証しやすくするとともに計画終了時には、達成状況を客観的に評価できる計画とします。

(4) 経営資源の選択と集中を図ることができる計画づくり

厳しい財政状況の下でまちづくりを進めるには、限られた経営資源を効果的に配分する選択と集中が必要なため、第3次朝倉市総合計画では、計画期間中に重点的に取り組むべき分野とその目標を定めます。

4 計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

(1) 基本構想

長期的な視点に立ち、朝倉市のまちづくりの基本理念・将来像や市政運営の方向性等を明らかにしたものです。

(2) 基本計画

基本構想を実現するための施策の体系を整理し、分野別の目標や施策の方向性等を示したものです。また、経営資源の選択と集中の観点から、計画期間中に重点的に取り組むべきテーマ、施策等を設定します。

(3) 実施計画

基本計画に示された施策を効果的に推進するための事業の内容等を明らかにしたものです。基本計画に掲げる施策等の目標達成のために重要な影響を及ぼす事業を対象とし、社会経済情勢の動向等を踏まえ、適宜、見直し、追加・修正等を行うものとします。

5 計画期間

(1) 基本構想

概ね10年間の構想とします。(市を取り巻く環境に大きな変化がない限りは、方向性及び理念を継承。第2次総合計画策定時に、2019年度～2028年度の基本構想(「人、自然、歴史が織りなす 水ひかる 朝倉」)を決定した為、今回はそのまま引き継ぐこととします。)

(2) 基本計画

令和5年度から令和8年度までの4年間とします。

(3) 実施計画

毎年度見直し、追加・修正等を行います。

6 計画策定の体制

(1) 市民参画

市民が第3次朝倉市総合計画策定の各段階において、市民に参画していただけるよう様々な機会を設けるとともに、基本構想や基本計画の素案のパブリックコメントの実施等により、幅広い市民意見の反映を図ります。

(2) 朝倉市まちづくり審議会

第3次朝倉市総合計画について朝倉市まちづくり審議会に諮問し、問題点や課題を整理するとともに、様々な立場から選出された委員の意見を加味した答申を受けることとします。なお、審議会の委員は、公募により選考される市民、関係団体の役職員等から市長が任命又は委嘱することとしています。

(3) 朝倉市議会

朝倉市議会に対しては、第3次朝倉市総合計画策定の進捗状況を報告するとともに朝倉市総合計画策定条例第6条の規定により基本構想及び基本計画の策定に係る議決を経ることとします。

(4) 庁内推進体制

ア 庁議、政策調整会議

第3次朝倉市総合計画策定に係る方針その他の重要事項の決定については、庁議又は政策調整会議で行います。

イ 総合計画策定委員会

副市長、教育長、部長職等で構成された「朝倉市総合計画策定委員会」を設置し、第3次朝倉市総合計画策定に向けて、全庁的な取組を推進します。

ウ 施策管理者、基本事業管理者

庁議又は政策調整会議で決定した方針に基づき行われる具体的な調査、施策体系や成果指標の検討等の事務は、各施策の主管課長(施策管理者(仮称))及び各基本事業の主管課長及び係長(基本事業管理者(仮称))を中心として進めることとします。また、計画策定の各過程において幅広い層の職員の参画を求めることとします。

エ 事務局

第3次朝倉市総合計画の策定に伴う事務全般は、総合政策課企画政策係において行います。また、計画策定に伴う事務の一部については、業務委託し実施することとします。